

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

| | | | | 資料番号 | 6 - 3 | 担当課 | 長寿介護課 |
|---|---------------|------|-------|---------|-----------|-----|-------|
| 法令名 | 社会福祉士及び介護福祉士法 | 根拠条項 | 附則第6条 | 許認可等の内容 | 登録研修機関の登録 | | |
| <p><u>社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)</u></p> <p>附則</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第6条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者三 附則第16条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの <p>(登録基準)</p> <p>第8条 都道府県知事は、附則第6条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。三 前2号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 <p>(厚生労働省令への委任)</p> <p>第19条 附則第6条から前条までに規定するもののほか、登録研修機関の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p><u>社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)</u></p> <p>(法附則第4条第3項第3号及び第7条第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)</p> <p>第3条 法附則第4条第3項第3号及び第7条第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。</p> | | | | | | | |

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）

（登録基準）

第11条 法附則第8条第1項第2号の厚生労働省令で定める者は、医師、保健師、助産師及び看護師とする。

2 法附則第8条第1項第3号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 喀痰吸引等研修の講師の数は、当該喀痰吸引等研修を受ける者（以下「受講者」という。）の人数を勘案して十分な数を確保すること。
- 二 喀痰吸引等研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
- 三 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
- 四 喀痰吸引等研修の講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。
- 五 喀痰吸引等研修の課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。
- 六 喀痰吸引等研修の課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に前条第1項の都道府県知事に提出すること。